

令和4年度 日上市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数		86,543 戸
(2) 年間処理水量		19,098,000 立方メートル
(3) 一日平均処理水量		52,323 立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
ア 中央処理区改良事業	事業費	935,063 千円
イ 流域関連処理区改良事業	事業費	220,432 千円
ウ 雨水対策事業	事業費	442,012 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		4,048,995 千円
第1項 営業収益		2,707,822 千円
第2項 営業外収益		1,341,173 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,787,003 千円
第1項 営業費用		3,555,763 千円
第2項 営業外費用		211,240 千円
第3項 予備費		20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,195,285千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 71,664千円、過年度分損益勘定留保資金 32,930千円、当年度分損益勘定留保資金 900,363千円及び当年度利益剰余金処分額 190,328千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 下水道事業資本的収入	1,539,481 千円
第1項 企 業 債	699,500 千円
第2項 国 県 補 助 金	594,638 千円
第3項 負 担 金	152,908 千円
第4項 一 般 会 計 補 助 金	92,435 千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	2,734,766 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,209,820 千円
第2項 雨 水 対 策 費	442,012 千円
第3項 企 業 債 償 還 金	1,082,934 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央監視制御装置保守点検業務委託	令和5年度まで	2,000 千円
各ポンプ場維持管理業務委託	令和5年度まで	22,600 千円
地図情報システム端末機器賃借料	令和5年度まで	400 千円
OA 機 器 賃 借 料	令和5年度まで	100 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 下 水 道 建 設 改 良 事 業 費	655,300 千円	証書借入 又 は 証券発行	5.0% 以内	据置期間満了後40年以内に償還する。 ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
流域下水道建設負担金	28,100 千円			
広域汚泥焼却炉 建 設 負 担 金	16,100 千円			
計	699,500 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 191,925 千円

(2) 交際費 80 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、92,435千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち190,328千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 190,328 千円

令和4年3月2日提出

日立市長 小川 春樹